

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年12月7日提出
【計算期間】	第12期(自 2020年9月11日至 2021年9月10日)
【ファンド名】	大和住銀 中国株式ファンド 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6205-1649
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

[中国株式ファンド]

当ファンドは、主として中国（中国、香港）企業の株式へ実質的に投資することで、信託財産の成長を目指します。

[マネー・ポートフォリオ]

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

信託金の限度額

[中国株式ファンド]

信託金の限度額は、1,050億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

[マネー・ポートフォリオ]

信託金の限度額は、1,500億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

大和住銀 中国株式ファンド

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を

源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ
(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

<属性区分表>

大和住銀 中国株式ファンド

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州	ファミリーファ ンド	あり ()
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券	(毎月)	中南米		
クレジット属性 ()	日々	アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		エマージング		
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(株式 一般))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(マザーファンド)を通じて実質的に株式(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。株式(一般)とは、属性区分において大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ
(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

< 商品分類表 >

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

< 属性区分表 >

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ	
		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(債券 一般))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券(マザーファンド)を通じて実質的に債券(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券(一般)とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

2009年9月17日 信託契約締結

2009年9月17日 当ファンドの設定・運用開始

2018年12月11日 「中国株マザーファンド」の名称を「大和住銀 中国株マザーファンド」へ変更

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

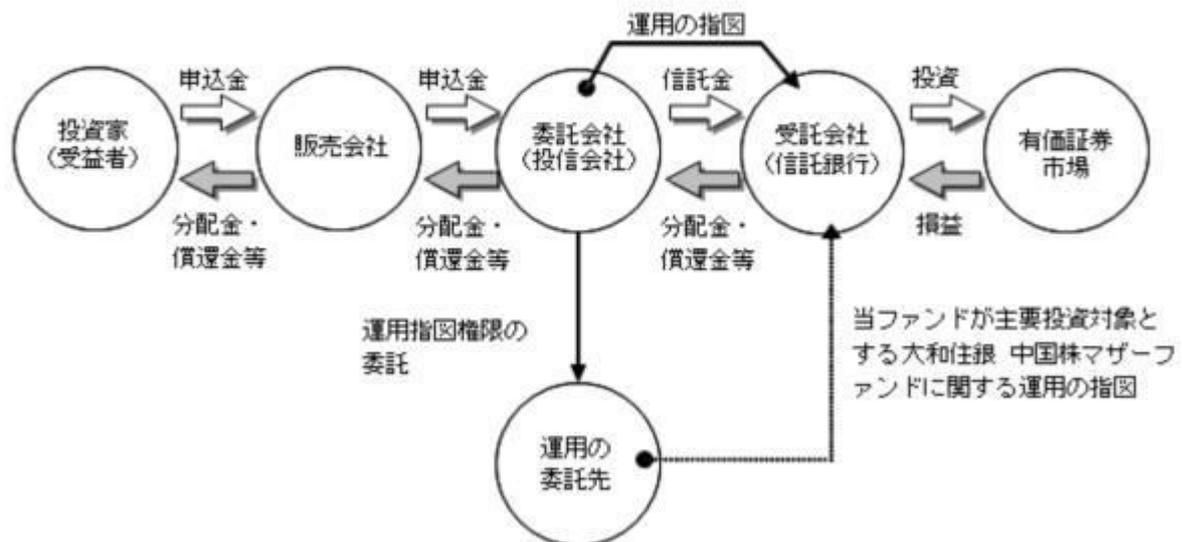
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

(ニ) 投資顧問会社（運用の委託先）「スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント（ホンコン）リミテッド」

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、大和住銀 中国株マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

[中国株式ファンド]

運営の仕組み



[マネー・ポートフォリオ]

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円（2021年9月30日現在）

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

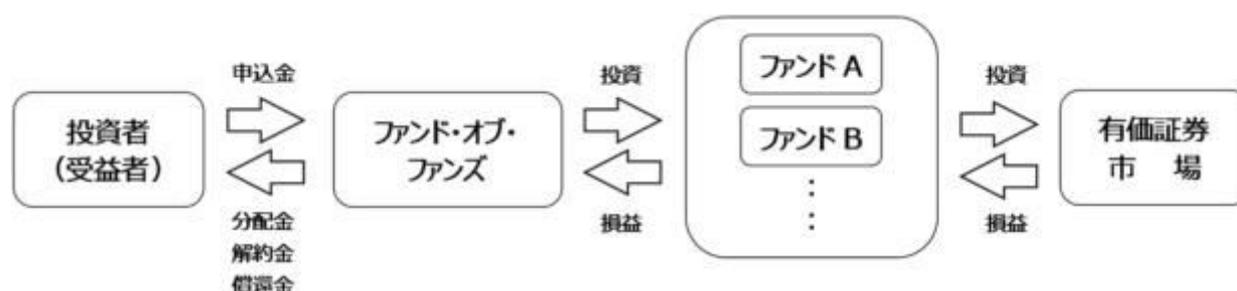
（2021年9月30日現在）

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態

[中国株式ファンド]（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

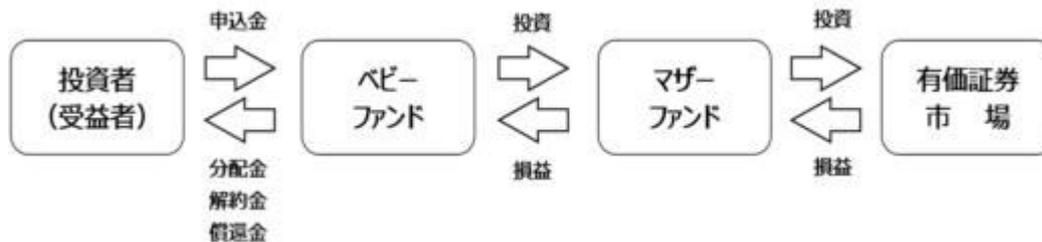
一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。



なお、中国株式ファンドは、「ファミリーファンド方式」を採用しており、実際の他のファンドへの投資は、中国A株マザーファンドを通じて行います。

[マネー・ポートフォリオ]（ファミリーファンド方式による運用）

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



2【投資方針】

(1)【投資方針】

[中国株式ファンド]

主として、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる中国企業の株式（A株を含む）へ実質的に投資することで、信託財産の成長を目指します。

- ・上海証券取引所、深セン証券取引所または香港取引決済所以外の金融商品取引所に上場（準じるものも含む）する中国の企業（主に中国で事業展開している企業を含む）に投資する場合があります。また、DR（預託証券）も含まれます。

中国A株への実質的な投資は、中国A株マザーファンドを通じて、中国株式（除くA株）への実質的な投資は、大和住銀 中国株マザーファンドを通じて行います。

各マザーファンドへの投資比率は、中国のA株市場の制度や投資限度額、流動性等を勘案します。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[マネー・ポートフォリオ]

本邦通貨建ての公社債および短期金融商品等へ実質的に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色

「中国株式ファンド」および「マネー・ポートフォリオ」はスイッチング可能な2つのファンドです。

1 主として、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる中国（中国、香港）企業の株式へ実質的に投資することで、信託財産の成長を目指します。

市場	対象銘柄群	
中国市場 (上海証券取引所、 深セン証券取引所)	A株 B株	上海証券取引所や深セン証券取引所に上場されている銘柄
香港市場 (香港取引決済所)	H株	香港市場に上場されている銘柄のうち、登記場所や主要活動拠点、資本が中国本土である銘柄
	レッドチップ	香港市場に上場されている銘柄のうち、法人登記が中国本土以外でされた中国政府機関等の資本傘下にある銘柄
	上記以外の銘柄	上記以外の香港市場に上場されている銘柄
台湾市場、米国市場 等	上記のほか、他の金融商品取引所に上場(準じるものを含みます。)されている、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる企業等 ※DR(預託証券)等も含みます。	

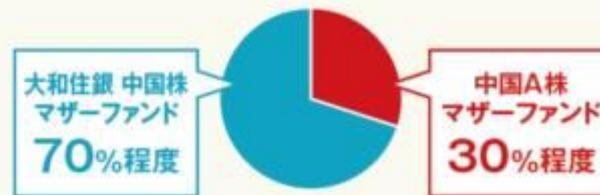
▶マネー・ポートフォリオ

- キャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

2

中国A株への実質的な投資は、中国A株マザーファンドを通じて、中国株式（除くA株）への実質的な投資は、大和住銀 中国株マザーファンドを通じて行います。

■ 各マザーファンドへの投資比率は、原則として概ね以下の比率を基本とします。



*各マザーファンドへの投資比率は、ファンドの資産規模、中国のA株市場の制度や投資限度額、流動性等を勘案します。上記の基本配分は将来変更になる場合があります。

*中国A株へ投資する投資信託証券の換金の制約等のため上記の比率から大きく乖離する場合があります。

■ 「中国A株マザーファンド」では、主にルクセンブルグ籍の外国投資証券「クレディ・スイス（ルクス） チャイナ・RMB・エクイティ・ファンド シェアクラスEB JPY」へ投資します。また、このほか中国A株の株価指数に連動する上場投資信託の投資信託証券(ETF)等も投資対象とします。

■ 「大和住銀 中国株マザーファンド」では、運用指図にかかる権限をスミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド*へ委託します。

*スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドは委託会社の子会社(100%出資)です。

3

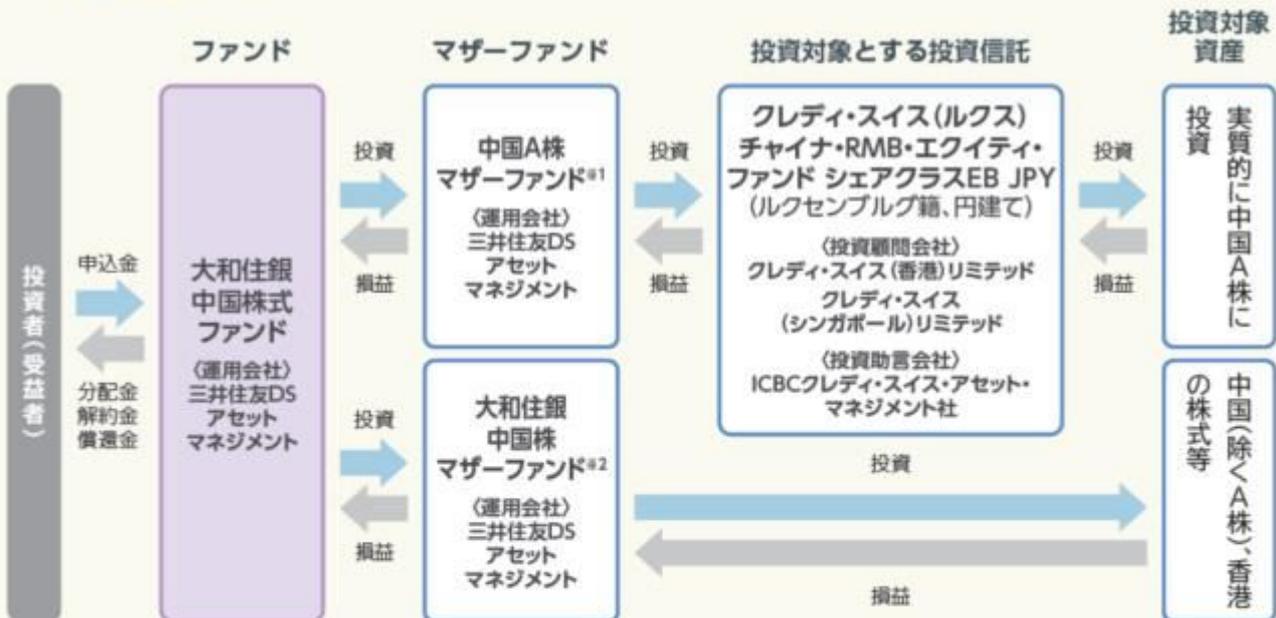
実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、大量の追加設定および一部解約が発生した場合、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入った場合、中国A株へ投資するための制度の変更ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファミリーファンド方式を採用し、マザーファンドの組入れを通じて、実際の運用を行います。

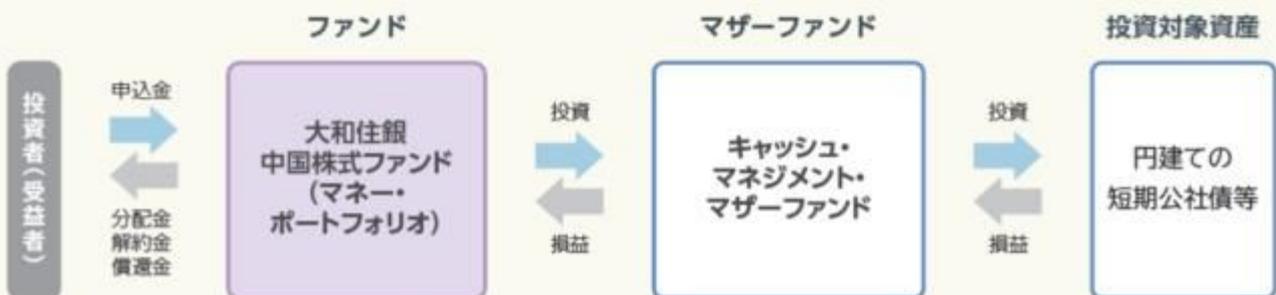
▶中国株式ファンド



※1 中国A株マザーファンドは、中国A株の株価指数に連動する上場投資信託の投資信託証券(ETF)等も投資対象とします。

※2 大和住銀中国株マザーファンドの運用にあたっては、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。なお、同社は委託会社の子会社(100%出資)です。

▶マネー・ポートフォリオ



※当ファンドのお買付は、中国株式ファンドからスイッチングをした場合に限定します。

※スイッチングのお取扱いについては、販売会社までお問い合わせください。

各マザーファンドの投資方針等

▶中国A株マザーファンド

① 中国A株マザーファンドでは、主にルクセンブルグ籍の外国投資証券「クレディ・スイス(ルクス)チャイナ・RMB・エクイティ・ファンド シェアクラスEB JPY」へ投資します。

〔投資対象とする投資信託証券の概要〕

ファンド名	クレディ・スイス(ルクス) チャイナ・RMB・エクイティ・ファンド シェアクラスEB JPY Credit Suisse (Lux) China RMB Equity Fund Share Class EB JPY
基本的性格	ルクセンブルグ籍 / 外国投資証券 / 円建て
運用目的	信託財産の成長を目指します。

主要投資対象	主に中国A株を投資対象とします。
運用方針	<ol style="list-style-type: none"> 主に中国A株を投資対象とし、信託財産の成長を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> 中国A株への投資にあたっては、主として上海や深センのストックコネクト(株式相互取引制度)を活用します。 中国A株のほか、中国地域の株式(中国、香港、マカオ、台湾で設立された企業または同国の金融商品取引所に上場する企業の株式をいいます。)、関連するADR(米国預託証券)、GDR(グローバル預託証券)、P-Note(参加証券)などにも投資する場合があります。 運用にあたっては、ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社からの助言を受けます。 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式および株式関連商品への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の3分の2以上とします。 同一銘柄の株式等への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 ファンドの純資産総額の10%を超える借入れは行いません。
管理会社	クレディ・スイス・ファンド・マネジメンツS.A.
投資顧問会社	投資顧問会社：クレディ・スイス(香港)リミテッド、クレディ・スイス(シンガポール)リミテッド 投資助言会社：ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメンツ社
会計年度	原則として毎年12月末日
収益の分配	原則として行いません(ただし、管理会社の判断で分配を行う場合があります。)
運用報酬およびその他費用等	運用報酬：年0.65%以内 上記の他、管理事務代行費用、名義書換事務代行費用、組入有価証券等の保管に関する費用、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用・利益にかかる課税、信託事務の処理に要する費用、販売その他サービス等にかかる費用、法律顧問費用、ファンドの設立にかかる費用、各種書類作成等にかかる費用、信託財産の監査にかかる費用、その他管理費用等はファンドの信託財産から負担されます。 上記の報酬等は将来変更になる場合があります。
申込手数料	ありません。

<クレディ・スイスAGの概要>

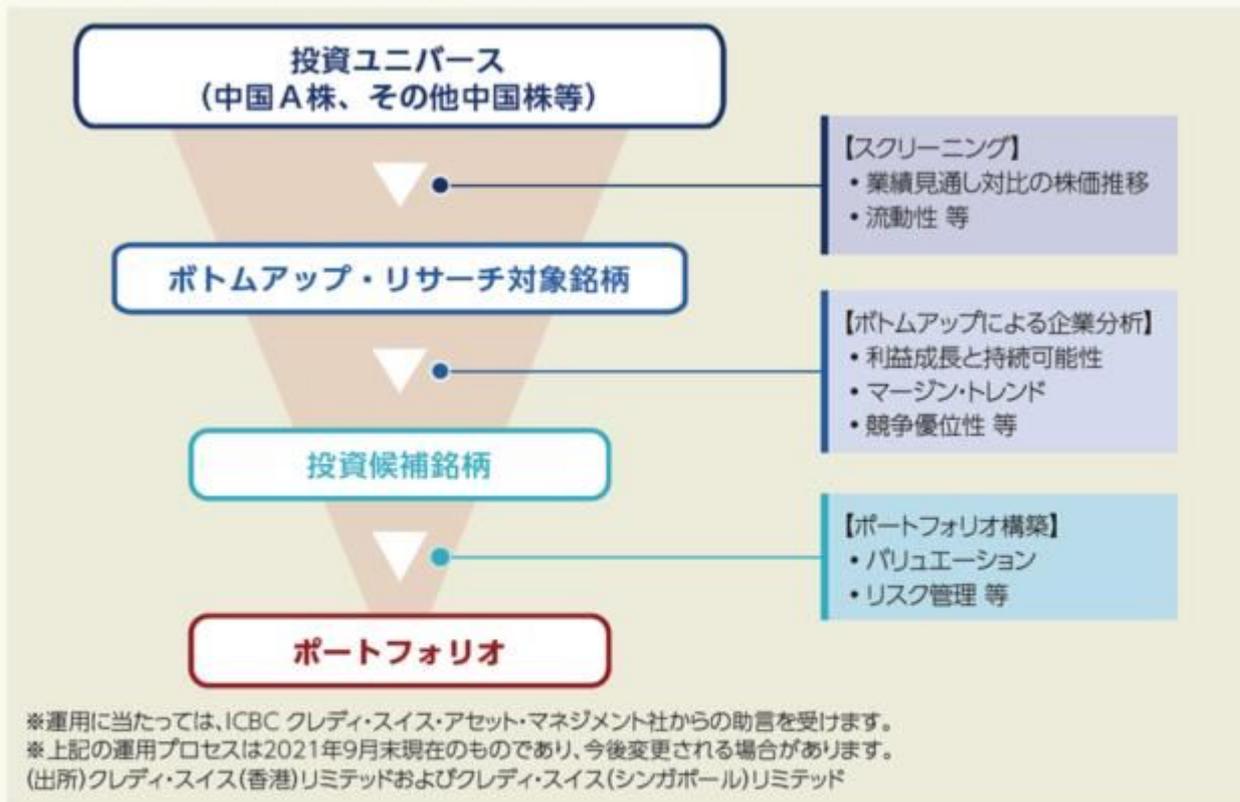
クレディ・スイスAGは、チューリッヒに本拠を置く世界有数の銀行として、プライベート・バンキング、インベストメント・バンキング、アセット・マネジメンツの3事業を中核として世界中で展開しております。アセット・マネジメンツ部門は、多様な投資スタイルに対応できるよう、あらゆる商品クラスの投資商品を幅広く提供しています。

クレディ・スイス(香港)リミテッドおよびクレディ・スイス(シンガポール)リミテッドは、クレディ・スイス・グループの香港およびシンガポールにおける拠点です。

<ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメンツ社の概要>

ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメンツ社は、中国最大の商業銀行である中国工商銀行、クレディ・スイスAG、中国遠洋運輸集団総公司(COSCO)の合併会社として2005年に設立されました。同社は、中国において商業銀行と外資系銀行の初の合併会社として、投資信託の運用や個別勘定の運用等を行っております。

〔投資対象とする投資信託証券の運用プロセス〕



※上記の外国投資信託証券の概要等は、2021年9月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。
※投資対象とする投資信託証券は、将来変更または追加される場合があります。

●前記の外国投資信託証券のほか、中国A株の株価指数に連動する上場投資信託の投資信託証券(ETF)等も投資対象とします。

② 資金動向、市況動向、規制の変更等によっては上記のような運用ができない場合があります。

▶大和住銀 中国株マザーファンド

① 主として、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる中国(中国、香港)企業の株式(除くA株)へ投資することで、信託財産の成長を目指します。

※上海証券取引所、深セン証券取引所および香港取引決済所以外の金融商品取引所に上場(準じるものも含む)する中国の企業(主に中国で事業展開している企業を含む)に投資する場合があります。また、DR(預託証券)も含まれます。

② 運用にあたっては、ファンダメンタルズを重視し、投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。

●個々の企業の成長性、収益性、財務内容や流動性などを勘案します。

③ 運用指図にかかる権限をスミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドへ委託します。

スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドの概要

設立	1988年2月5日	拠点	香港
運用チーム	運用専門職は16名 平均運用経験年数は16年	運用資産残高	約1,103億円

※運用チームは2021年10月1日現在、運用資産残高は2021年9月末現在。

(出所)スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッドのデータを基に委託会社作成

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

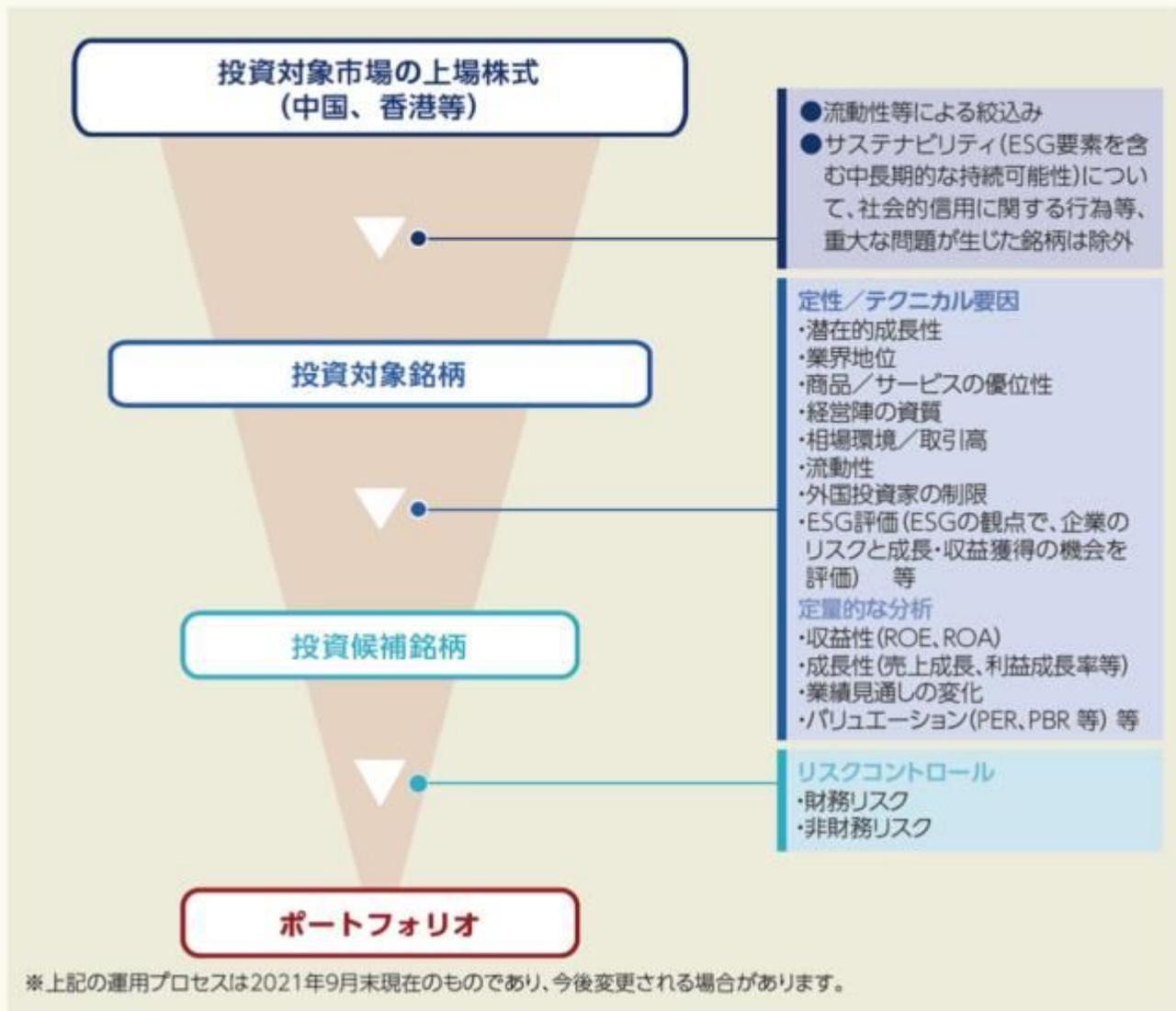
〔大和住銀 中国株マザーファンドの運用プロセス〕

三井住友DSアセットマネジメントおよび香港現地法人は、企業等のサステナビリティに考慮した運用を行います。

■投資判断にあたっては、投資先企業等のサステナビリティ(持続可能性)の重要な要素として、ESG*を判断材料に加えています。

■企業との対話・働きかけ(エンゲージメント)や、議決権行使等により、ESGに関する問題・懸念の改善に向けた取り組みを運用担当者とアナリスト等が連携して実施します。

*ESG:Environment(環境)、Social(社会)、Governance(ガバナンス)



(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

[中国株式ファンド]

- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 有価証券
 - 金銭債権
 - 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

〔マネー・ポートフォリオ〕

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

〔中国株式ファンド〕

委託会社は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された中国A株マザーファンドおよび大和住銀 中国株マザーファンド（以下「マザーファンド」と総称する場合があります。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

〔マネー・ポートフォリオ〕

委託会社は、信託金を、主として三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
8. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
9. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益

証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、8および9の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

[中国株式ファンド]

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

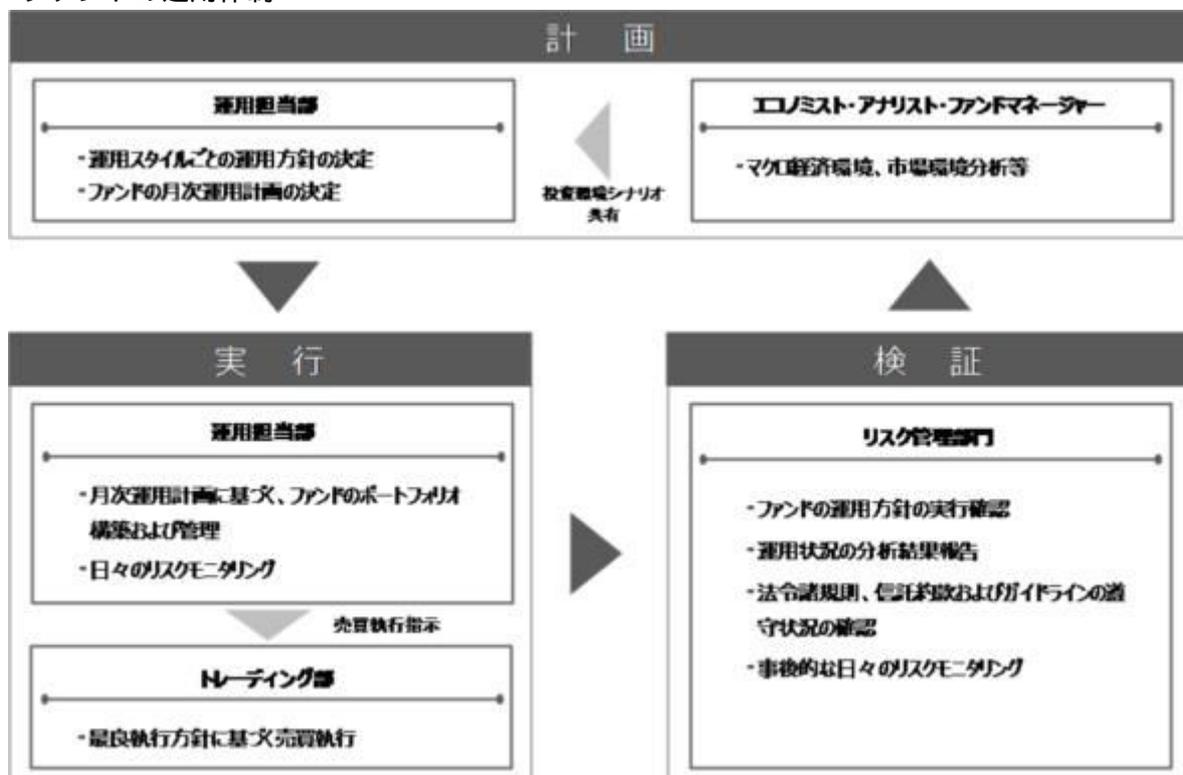
[マネー・ポートフォリオ]

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

また、マネー・ポートフォリオにおいては、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、

運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

- 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制
ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。
運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託契約の継続可否を定期的に判断します。

〔大和住銀 中国株マザーファンドの運用体制について〕

中国株式ファンドが主要投資対象とする大和住銀 中国株マザーファンドの投資判断(銘柄選定、売買の指図等)は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたスミトモ ミツイ DSアセットマネジメント(ホンコン)リミテッドが、投資一任契約(運用委託契約)およびそれに付随するガイドラインに従って行います。

大和住銀 中国株マザーファンドについて、委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況(ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど)のモニタリング、運用委託先からの指図に基づき、委託会社のトレーディング担当部において、株式および外国為替取引等の売買の実行等を行います。

スミトモ ミツイ DSアセットマネジメント(ホンコン)リミテッドは委託会社の子会社(100%出資)です。

〔参考情報〕スミトモ ミツイ DSアセットマネジメント(ホンコン)リミテッドの運用体制

大和住銀 中国株マザーファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

(イ) 計画(Plan)

エコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、運用部は投資政策委員会にて運用方針を決定し、月次運用計画を策定します。

(ロ) 実行(Do)

運用部は、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

(ハ) 検証(Check)

運用部から組織的に分離されたリスク管理・コンプライアンス部が、信託約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに運用部へ状況確認を行います。運用部は対応結果をリスク管理・コンプライアンス部・社長へ報告します。

ファンドの運用体制は、組織変更等により、変更されることがあります。

(4) 【分配方針】

各ファンドの分配方針は以下の通りです。

〔中国株式ファンド〕

毎決算時(毎年9月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

中国株式ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

[マネー・ポートフォリオ]

毎決算時(毎年9月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

マネー・ポートフォリオは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。

(基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

(5) 【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

[中国株式ファンド]

イ．株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

ロ．投資信託証券への投資制限

投資信託証券(マザーファンドに限る)への投資割合には制限を設けません。マザーファンドを通じて投資する投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

* 実質投資割合とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得たものをいいます。以下同じです。

ハ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

ニ．公社債の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ホ．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)マザーファンドを通じて投資する同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合には、原則として

制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがガルクスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

へ. 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ト. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[マネー・ポートフォリオ]

イ. 株式への投資制限

株式への実質投資は行いません。

ロ. 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

* 信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じです。

ハ. 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項

第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

- (ロ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ．金利先渡取引の運用指図・目的・範囲

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ニ)委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ホ)金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ．同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ト．有価証券の貸付の指図および範囲

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (a)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ)前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うもの
とします。

チ．公社債の空売りの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

リ．公社債の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ヌ．外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資は行いません。

ル．デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、選択権付債券売買を含みます。)については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ワ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

カ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)前(イ)および前(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)
委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)
委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

(参考)マザーファンドの投資方針

大和住銀 中国株マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(2)運用方法

投資対象

中国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主として、中国の経済の発展に伴い成長が見込まれる中国企業の株式へ投資します（中国、香港以外の金融商品取引所に上場（準じるものも含む）する中国の企業（主に中国で事業展開している企業を含む）に投資する場合があります。また、DR（預託証券）も含みます。）。
- ロ．運用にあたっては、ファンダメンタルズを重視し、投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します（個々の企業の成長性、収益性、財務内容や流動性などを勘案します。）。
- ハ．運用指図にかかる権限をスミトモ ミツイ DS アセットマネジメント（ホンコン）リミテッドへ委託します。
- ニ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ホ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社（信託約款に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)

- ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ．為替先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本項において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本項において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考)マザーファンドの投資方針

中国A株マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1)運用の基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目指して運用を行います。

(2)運用方法

投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

イ．主に中国A株を投資対象とする別に定める投資信託証券へ投資します。また、中国A株を含む株価指数を対象指数とした上場投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号および第2号に規定する投資信託ならびに外国投資信託のうちこれらに類するものをいいます。以下同じ。)の投資信託証券、および中国A株に実質的に投資を行う上場投資信託の投資信託証券を投資対象とします。

「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託および投資法人(外国のものも含む)の受益証券または投資証券(振替投資信託受益権または振替投資口を含む)をいいます。

ルクセンブルグ籍外国投資法人

クレディ・スイス(ルクス) チャイナ・RMB・エクイティ・ファンド シェアクラスEB JPY
Credit Suisse (Lux) China RMB Equity Fund Share Class EB JPY

ロ．資金動向、市況動向、規制の変更等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1．国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 3．外国または外国の者の発行する証券または証書で、2の証券の性質を有するもの
- 4．投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 5．投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 6．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、1の証券を以下「公社債」といいます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(4) 主な投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(参考) マザーファンドの投資方針

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの信託約款の運用の基本方針の概要

(1) 運用の基本方針

当ファンドは、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。

(2) 運用方法

投資対象

本邦貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。

投資態度

イ. 本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。

ロ. 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 運用の指図

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限りません。)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。新株予約権付社債については、転換社債型新株予約権付社債に限りません。）
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建ての証券で、前各号の証券の性質を有するもの
 8. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 9. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 11. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、1から5までの証券および7の証券のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、主として前記の1から6までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(4) 主な投資制限

株式への投資は行いません。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、以下の範囲で行います。

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
- ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 - ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引は、以下の範囲で行います。

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 二．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

〔中国株式ファンド〕

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて、実質的に株式等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(2) 株価変動に伴うリスク

株価は、発行企業の業績や市場での需給等の影響を受け変動します。また、発行企業の信用状況にも影響されます。これらの要因により、株価が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(3) 外国証券投資のリスク

<為替リスク>

当ファンドは、マザーファンドを通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じま

す。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けません。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。中国経済は、欧米や日本、その他OECD加盟国に比べて脆弱である可能性があります。また、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)信用リスク

株式の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の株価は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6)中国証券市場に関する制度的な留意点

人民元建の株式(上海A株、深センA株)への投資について、QFII(適格国外機関投資家)制度上の制約を受けます。また、中国政府当局により、対外収支状況などを理由として、海外への送金規制などが行われた場合には、信託財産の回金処理が予定通り行えない可能性があります。このような場合、換金に伴う支払資金の不足が予想されるため、換金の申込みの受付を中止することや、既に受け付けた換金の申込みを取り消させていただくことがあります。

上海・香港および深セン・香港株式相互取引制度においては、QFII制度と異なり、中国当局の認可が不要ですが、上海および深セン証券取引所に上場するA株のうち、取引可能な銘柄が一部の銘柄に限定されています。また、取引通貨はオフショア人民元となり、中国本土内外の人民元為替取引は完全には自由化されていないため、QFII制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きとは乖離する場合があります。

中国国内の株式配当金および利息から得るインカム・ゲインについては10%の企業所得税が課されています。株式等の譲渡から得るキャピタル・ゲインについては、2014年11月17日以降、当面課税が免除される旨、中国国家税务总局および中国証券監督管理委員会より公表されています。将来的に上記の税金が課されることとなった場合には、ファンドがこれを実質的に負担する可能性があります。

中国の証券関連の法令は近年制定されたものが多く、その解釈は必ずしも安定していません。中国国内における課税の取扱いについては今後変更となる可能性があります。

(7)分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を

超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(8) 繰上償還について

当ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回るようになった場合等には、繰上償還されることがあります。また、中国株式ファンドおよび投資対象のマザーファンドでは、目的とする運用ができない事態が生じた場合等には信託期間を繰り上げて償還する場合があります。

(9) ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(10) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(11) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(12) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

(13) その他

委託会社と投資顧問会社(スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド)との合意等により、中国株式ファンドが投資対象とする大和住銀 中国株マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

[マネー・ポートフォリオ]

(1) 流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2) 金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

(3) 信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(5) 繰上償還について

当ファンドは、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合等には、繰上償還されることがあります。

(6) ファミリーファンド方式に関わる基準価額の変動について

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。当ファンドや当ファンドの投資対象となるマザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(7) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(8) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(9) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

【参考情報】スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン) リミテッドのリスク管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部から独立した組織(リスク管理・コンプライアンス部)を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

【ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移】

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 中国株式ファンド

年間騰落率:
2016年10月～2021年9月

分配金再投資基準価額:
2016年10月～2021年9月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

【ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較】

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド:
2016年10月～2021年9月

他の資産クラス:
2016年10月～2021年9月



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ マネー・ポートフォリオ

年間騰落率：
2016年10月～2021年9月

分配金再投資基準価額：
2016年10月～2021年9月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2016年10月～2021年9月

他の資産クラス：
2016年10月～2021年9月



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所に上場している株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

〔中国株式ファンド〕

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

[マネー・ポートフォリオ]

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

[中国株式ファンド]

ファンド	純資産総額に年1.705%（税抜き1.55%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとしします。 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 < 信託報酬の配分（税抜き） >		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.65%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.85%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.05%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。 委託会社の報酬には、大和住銀 中国株マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先への報酬（当該マザーファンドの組入評価額に対して年0.325%）が含まれております。		
投資対象とする投資信託	年0.195%程度 [*] 中国A株マザーファンドが投資対象とする投資信託における運用報酬に、当該マザーファンドの基本配分比率に基づき計算した運用報酬の概算値		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して年1.9%（税抜き1.745%）程度 [*] （ファンドの信託報酬と上記の投資対象とする投資信託の運用報酬の概算値の合計。） 実質的な負担は、中国A株マザーファンドが投資対象とする投資信託の組入比率によって変動します。		

* 中国A株マザーファンドが投資対象とする投資信託の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあり、ファンドの純資産総額等によっては、年率換算で上記の料率を上回る場合があります。

* 当ファンドが投資対象とする投資信託における信託報酬等は将来変更される場合があります。その場合、実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

[マネー・ポートフォリオ]

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信

託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日間の無担保コール翌日物レートの平均値に0.66（税抜き0.60）を乗じた率とし、当該月の第1営業日の計上分より適用します。ただし、年0.66%（税抜き0.60%）を上限とします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分 >

支払先	純資産総額に上記の率を乗じた額を下記の比率で配分します	役務の内容
委託会社	45%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	45%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	10%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（４）【その他の手数料等】

[中国株式ファンド]

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0132%（税抜き0.0120%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

[マネー・ポートフォリオ]

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0066%（税抜き0.0060%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記口、八にかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5)【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

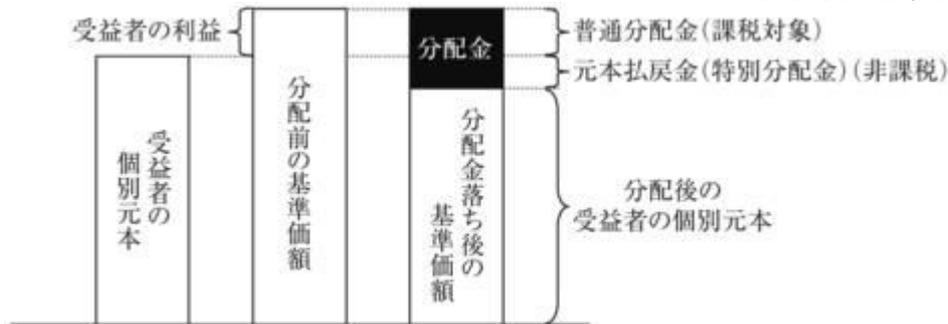
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金(課税対象)となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※NISA、ジュニアNISAをご利用になる場合、各制度の違いにご留意ください。

また、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

	少額投資非課税制度 NISA	未成年者少額投資非課税制度 ジュニアNISA
対象となる投資信託	公募株式投資信託(新たに購入が必要)	
非課税対象	公募株式投資信託から生じる配当所得および譲渡所得	
利用対象となる方	20歳以上の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)	0～19歳の日本居住者 (専用口座が開設される年の1月1日現在)
非課税の期間	最長5年間(投資期間は2023年まで)	
利用できる限度額	120万円/年 (最大600万円)	80万円/年 (最大400万円)

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2021年9月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

大和住銀 中国株式ファンド

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,376,481,323	99.20
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	19,124,598	0.80
合計（純資産総額）		2,395,605,921	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	68,701,250	99.98
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	12,576	0.02
合計（純資産総額）		68,713,826	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

大和住銀 中国株式ファンド

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	大和住銀 中国株マザーファンド	828,441,110	2.0823	1,725,097,975	1.9451	1,611,400,803	67.26

日本	親投資信託受益証券	中国A株マザーファンド	173,759,515	4.3935	763,412,429	4.4031	765,080,520	31.94
----	-----------	-------------	-------------	--------	-------------	--------	-------------	-------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.20
合計	99.20

大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	67,659,297	1.0154	68,701,253	1.0154	68,701,250	99.98

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.98
合計	99.98

【投資不動産物件】

大和住銀 中国株式ファンド

該当事項はありません。

大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

大和住銀 中国株式ファンド

該当事項はありません。

大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

大和住銀 中国株式ファンド

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3期 (2012年 9月10日)	9,040,354,422	9,040,354,422	7,187	7,187
第4期 (2013年 9月10日)	8,423,445,005	8,750,751,558	10,294	10,694
第5期 (2014年 9月10日)	6,455,173,672	7,146,209,527	11,210	12,410
第6期 (2015年 9月10日)	6,020,580,198	6,662,599,580	12,191	13,491
第7期 (2016年 9月12日)	3,849,435,721	4,151,844,143	10,183	10,983
第8期 (2017年 9月11日)	3,657,422,727	4,045,009,595	11,324	12,524
第9期 (2018年 9月10日)	3,705,255,453	3,705,255,453	10,282	10,282
第10期 (2019年 9月10日)	3,843,083,149	3,861,252,838	10,576	10,626
第11期 (2020年 9月10日)	2,775,951,209	2,899,406,244	12,367	12,917
第12期 (2021年 9月10日)	2,534,175,898	2,616,254,027	13,894	14,344
2020年 9月末日	2,777,826,116	-	12,342	-
10月末日	2,907,658,738	-	13,005	-
11月末日	2,861,976,284	-	13,575	-
12月末日	2,891,520,303	-	13,766	-
2021年 1月末日	3,139,387,218	-	15,437	-
2月末日	3,141,441,152	-	15,832	-
3月末日	3,000,170,955	-	15,120	-
4月末日	3,025,310,939	-	15,356	-
5月末日	3,063,229,541	-	15,754	-
6月末日	3,119,560,406	-	16,297	-
7月末日	2,777,289,244	-	14,728	-
8月末日	2,637,241,883	-	14,218	-
9月末日	2,395,605,921	-	13,257	-

大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第3期 (2012年 9月10日)	65,532,324	65,532,324	10,020	10,020
第4期 (2013年 9月10日)	86,304,288	86,304,288	10,022	10,022
第5期 (2014年 9月10日)	169,590,746	169,590,746	10,023	10,023
第6期 (2015年 9月10日)	516,712,896	516,712,896	10,022	10,022
第7期 (2016年 9月12日)	862,973,022	862,973,022	10,023	10,023
第8期 (2017年 9月11日)	219,780,657	219,780,657	10,014	10,014
第9期 (2018年 9月10日)	228,256,357	228,256,357	10,008	10,008

第10期 (2019年 9月10日)	84,804,671	84,804,671	10,003	10,003
第11期 (2020年 9月10日)	94,782,329	94,782,329	9,995	9,995
第12期 (2021年 9月10日)	58,007,152	58,007,152	9,988	9,988
2020年 9月末日	84,290,207	-	9,994	-
10月末日	77,323,289	-	9,992	-
11月末日	73,906,564	-	9,991	-
12月末日	67,786,772	-	9,991	-
2021年 1月末日	57,673,091	-	9,991	-
2月末日	80,791,791	-	9,991	-
3月末日	75,917,896	-	9,990	-
4月末日	51,715,453	-	9,988	-
5月末日	51,649,245	-	9,988	-
6月末日	51,672,149	-	9,988	-
7月末日	58,117,651	-	9,988	-
8月末日	58,143,573	-	9,988	-
9月末日	68,713,826	-	9,988	-

【分配の推移】

大和住銀 中国株式ファンド

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第3期	2011年 9月13日～2012年 9月10日	0
第4期	2012年 9月11日～2013年 9月10日	400
第5期	2013年 9月11日～2014年 9月10日	1,200
第6期	2014年 9月11日～2015年 9月10日	1,300
第7期	2015年 9月11日～2016年 9月12日	800
第8期	2016年 9月13日～2017年 9月11日	1,200
第9期	2017年 9月12日～2018年 9月10日	0
第10期	2018年 9月11日～2019年 9月10日	50
第11期	2019年 9月11日～2020年 9月10日	550
第12期	2020年 9月11日～2021年 9月10日	450

大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第3期	2011年 9月13日～2012年 9月10日	0
第4期	2012年 9月11日～2013年 9月10日	0
第5期	2013年 9月11日～2014年 9月10日	0
第6期	2014年 9月11日～2015年 9月10日	0
第7期	2015年 9月11日～2016年 9月12日	0
第8期	2016年 9月13日～2017年 9月11日	0
第9期	2017年 9月12日～2018年 9月10日	0

第10期	2018年 9月11日～2019年 9月10日	0
第11期	2019年 9月11日～2020年 9月10日	0
第12期	2020年 9月11日～2021年 9月10日	0

【収益率の推移】

大和住銀 中国株式ファンド

	収益率（％）
第3期	9.6
第4期	48.8
第5期	20.6
第6期	20.3
第7期	9.9
第8期	23.0
第9期	9.2
第10期	3.3
第11期	22.1
第12期	16.0

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ）

	収益率（％）
第3期	0.0
第4期	0.0
第5期	0.0
第6期	0.0
第7期	0.0
第8期	0.1
第9期	0.1
第10期	0.0
第11期	0.1
第12期	0.1

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

大和住銀 中国株式ファンド

	設定口数（口）	解約口数（口）

第3期	1,114,809,207	7,331,323,002
第4期	2,780,903,464	7,176,316,755
第5期	1,828,818,121	4,252,849,817
第6期	2,783,729,326	3,603,750,825
第7期	1,720,962,399	2,879,467,747
第8期	2,222,283,670	2,772,498,385
第9期	2,422,134,943	2,048,379,859
第10期	1,766,688,143	1,736,395,860
第11期	611,542,166	2,000,843,102
第12期	79,940,141	500,618,704

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第3期	63,772,194	59,018,920
第4期	1,080,401,303	1,059,685,901
第5期	1,776,935,396	1,693,854,353
第6期	2,978,572,426	2,632,190,434
第7期	2,020,142,915	1,674,733,664
第8期	1,688,394,501	2,329,907,815
第9期	1,441,981,418	1,433,377,773
第10期	656,166,013	799,465,706
第11期	569,093,437	559,038,323
第12期	118,316,387	155,072,744

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

中国A株マザーファンド

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	香港	259,127	0.03
投資証券	ルクセンブルグ	760,811,349	99.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	4,001,586	0.53
合計(純資産総額)		765,072,062	100.00

大和住銀 中国株マザーファンド

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	ケイマン諸島	898,413,351	55.75
	香港	243,005,750	15.08
	台湾	150,808,812	9.36

	中国	94,583,443	5.87
	バミューダ	53,094,555	3.29
	小計	1,439,905,911	89.36
投資証券	香港	32,746,495	2.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	138,775,979	8.61
合計(純資産総額)		1,611,428,385	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	日本	385,605	0.02
為替予約取引	買建	日本	385,555	0.02

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2021年9月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
特殊債券	日本	1,791,295,821	39.22
社債券	日本	901,456,700	19.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	1,874,157,439	41.04
合計(純資産総額)		4,566,909,960	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

中国A株マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルグ	投資証券	Credit Suisse (Lux) China RMB Equity Fund Share Class EB JPY	45,422	16,713.06	759,148,433	16,749.67	760,811,349	99.44
香港	投資信託 受益証券	ISHARES FTSE CHINA A50 E-HKD	1,000	256.9706	256,970	259.1276	259,127	0.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	0.03
投資証券	99.44
合計	99.48

大和住銀 中国株マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	株式	JD.COM INC - CL A	小売	36,650	4,388.78	160,848,640	4,224.84	154,840,532	9.61
ケイマン 諸島	株式	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	公益事業	61,300	2,200.14	134,868,582	1,806.13	110,715,646	6.87
ケイマン 諸島	株式	SUNNY OPTICAL TECH	テクノロジー・ ハード ウェアおよび機器	34,500	3,350.54	115,593,630	2,959.40	102,099,438	6.34
ケイマン 諸島	株式	TOWNGAS CHINA CO LTD	公益事業	1,421,777	77.36	109,994,924	68.02	96,705,574	6.00
香港	株式	CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	運輸	472,000	191.25	90,271,888	189.82	89,593,152	5.56
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	62,400	1,342.37	83,764,075	1,280.54	79,905,633	4.96
台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	半導体・ 半導体製 造装置	183,000	491.22	89,893,406	426.80	78,104,107	4.85
ケイマン 諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	小売	18,100	3,574.87	64,705,110	3,595.00	65,069,500	4.04
ケイマン 諸島	株式	NETEASE INC	メディア ・娯楽	33,700	1,925.48	64,888,743	1,896.72	63,919,531	3.97
ケイマン 諸島	株式	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	34,500	1,722.72	59,433,978	1,809.00	62,410,638	3.87
ケイマン 諸島	株式	BILIBILI INC- SPONSORED ADR	メディア ・娯楽	8,200	9,382.25	76,934,479	7,205.41	59,084,358	3.67
ケイマン 諸島	株式	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	耐久消費 財・アパ レル	25,300	2,480.55	62,757,915	2,328.12	58,901,486	3.66
ケイマン 諸島	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	メディア ・娯楽	7,600	6,902.40	52,458,240	6,686.70	50,818,920	3.15
ケイマン 諸島	株式	BAIDU INC - SPON ADR	メディア ・娯楽	2,700	18,315.71	49,452,411	17,002.89	45,907,793	2.85
中国	株式	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	素材	65,000	685.93	44,585,190	603.96	39,257,400	2.44
香港	株式	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	資本財	17,500	2,388.52	41,799,065	2,233.21	39,081,245	2.43
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・ 半導体製 造装置	16,000	2,492.34	39,877,465	2,335.31	37,364,992	2.32

台湾	株式	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	テクノロ ジー・ ハード ウェアお よび機器	67,000	579.80	38,846,707	527.46	35,339,712	2.19
香港	株式	CHINA RESOURCES BEER HOLDING	食品・飲 料・タバ コ	42,000	902.35	37,898,490	819.66	34,425,720	2.14
パミュー ダ	株式	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	公益事業	60,000	687.36	41,241,840	573.04	34,382,580	2.13
香港	投資証 券	LINK REIT	-	34,900	1,005.16	35,080,153	938.30	32,746,495	2.03
中国	株式	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRIC	資本財	62,300	582.39	36,282,897	493.23	30,728,478	1.91
ケイマン 諸島	株式	HUAZHU GROUP LTD-ADR	消費者 サービス	5,400	5,748.21	31,040,340	5,174.06	27,939,932	1.73
中国	株式	NONGFU SPRING CO LTD-H	食品・飲 料・タバ コ	44,200	565.13	24,978,922	556.51	24,597,565	1.53
パミュー ダ	株式	PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	運輸	375,000	60.83	22,810,275	49.90	18,711,975	1.16
パミュー ダ	株式	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY-SPV	半導体・ 半導体製 造装置	300,000	0.00	0	0.00	0	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式(外国)	素材	2.44
	資本財	4.33
	運輸	6.72
	耐久消費財・アパレル	3.66
	消費者サービス	1.73
	小売	13.65
	食品・飲料・タバコ	3.66
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエ ンス	3.87
	保険	4.96
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.53
	半導体・半導体製造装置	7.17
	公益事業	15.01
	メディア・娯楽	13.64
投資証券	-	2.03
合計		91.39

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2021年9月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	特殊 債券	3 1 政保地方 公共団	500,000,000	100.42	502,078,500	100.23	501,139,000	1.100	2021/12/14	10.97
日本	特殊 債券	1 5 政保中 部空港	456,000,000	100.57	458,590,992	100.42	457,901,976	0.900	2022/03/15	10.03
日本	特殊 債券	1 4 9 政保 道路機構	260,000,000	100.34	260,876,460	100.17	260,436,540	1.000	2021/11/30	5.70
日本	特殊 債券	1 5 2 政保 道路機構	155,000,000	100.46	155,706,180	100.27	155,415,865	1.100	2021/12/28	3.40
日本	特殊 債券	3 9 政保地方 公共団	115,000,000	100.82	115,937,250	100.72	115,825,240	0.801	2022/08/15	2.54
日本	社債 券	1 1 セブン アンドアイ	100,000,000	100.40	100,396,000	100.34	100,339,200	0.514	2022/06/20	2.20
日本	特殊 債券	3 3 政保地方 公共団	100,000,000	100.41	100,412,000	100.34	100,338,300	0.900	2022/02/15	2.20
日本	社債 券	9 ドンキ ホーテHD	100,000,000	100.44	100,440,700	100.32	100,318,300	0.800	2022/03/11	2.20
日本	社債 券	1 0 日本たば こ産業	100,000,000	100.35	100,347,000	100.26	100,259,500	0.358	2022/07/15	2.20
日本	社債 券	1 6 三菱ケミ カルホールデ イ	100,000,000	100.29	100,293,000	100.25	100,249,200	0.433	2022/06/03	2.20
日本	特殊 債券	1 1 国際協 力機構	100,000,000	100.45	100,454,600	100.25	100,248,000	1.140	2021/12/20	2.20
日本	社債 券	1 3 パナソ ニック	100,000,000	100.32	100,323,700	100.23	100,228,600	0.568	2022/03/18	2.19
日本	社債 券	5 イオンF S	100,000,000	100.12	100,121,000	100.05	100,050,300	0.230	2022/05/27	2.19
日本	社債 券	1 4 ZHD	100,000,000	100.00	100,000,100	100.01	100,010,800	0.200	2021/12/10	2.19
日本	社債 券	2 5 リコー リース	100,000,000	100.02	100,019,700	100.00	100,000,500	0.130	2022/02/23	2.19
日本	社債 券	4 3 三菱U F Jリース	100,000,000	100.00	100,000,700	100.00	100,000,300	0.060	2021/10/25	2.19
日本	特殊 債券	5 8 日本学 生支援	100,000,000	100.00	100,000,000	99.99	99,990,900	0.001	2022/02/18	2.19

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2021年9月30日現在

種類	投資比率(%)
特殊債券	39.22
社債券	19.74
合計	58.96

投資不動産物件

中国A株マザーファンド

該当事項はありません。

大和住銀 中国株マザーファンド

該当事項はありません。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

中国A株マザーファンド

該当事項はありません。

大和住銀 中国株マザーファンド

2021年9月30日現在

種類	資産の名称	買建 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約 取引	香港・ドル	売建	26,818.00	384,570	385,605	0.02
	アメリカ・ドル	買建	3,445.05	384,570	385,555	0.02

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

参考情報

基準日:2021年9月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

中国株式ファンド



※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2021年 9月	450円
2020年 9月	550円
2019年 9月	50円
2018年 9月	0円
2017年 9月	1,200円
設定来累計	5,950円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

マネー・ポートフォリオ



※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

決算期	分配金
2021年 9月	0円
2020年 9月	0円
2019年 9月	0円
2018年 9月	0円
2017年 9月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■ 中国株式ファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.80
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	大和住銀 中国株マザーファンド	67.26
日本	親投資信託 受益証券	中国A株マザーファンド	31.94

■ マネー・ポートフォリオ

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	99.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.02
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・ マザーファンド	99.98

■ 大和住銀 中国株マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
株式	ケイマン諸島	55.75
	香港	15.08
	台湾	9.36
	中国	5.87
	バミューダ	3.29
投資証券	香港	2.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8.61
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
ケイマン諸島	株式	JD.COM INC - CL A	小売	9.61
ケイマン諸島	株式	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	公益事業	6.87
ケイマン諸島	株式	SUNNY OPTICAL TECH	テクノロジー・ハードウェア および機器	6.34
ケイマン諸島	株式	TOWNGAS CHINA CO LTD	公益事業	6.00
香港	株式	CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	運輸	5.56
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	4.96
台湾	株式	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	半導体・半導体 製造装置	4.85
ケイマン諸島	株式	MEITUAN-CLASS B	小売	4.04
ケイマン諸島	株式	NETEASE INC	メディア・娯楽	3.97
ケイマン諸島	株式	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	医薬品・バイオテクノロジー サイエンス	3.87

■ 中国A株マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	99.44
投資信託受益証券	香港	0.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.53
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ルクセンブルグ	投資証券	Credit Suisse(Lux) China RMB Equity Fund Share Class EB JPY	99.44
香港	投資信託 受益証券	ISHARES FTSE CHINA A50 E-HKD	0.03

※比率は、ファンド、マザーファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ クレディ・スイス(ルクス) チャイナ・RMB・エクイティ・ファンド シェアクラスEB JPY

当該投資信託をシェアクラスとして含む「クレディ・スイス(ルクス)チャイナ・RMB・エクイティ・ファンド」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は以下の通りです。

主要投資銘柄（上位10銘柄）

銘柄名	業種	比率(%)
CONTEMPORARY AMPEREX TECHNOLOGY LT	資本財	8.4
YUNNAN ENERGY NEW MATERIALS LTD A	素材	6.3
CHINA MERCHANTS BANK LTD A	銀行	5.0
BANK OF NINGBO LTD A	銀行	4.7
WULIANGYE YIBIN LTD A	食品・飲料・タバコ	4.6
EAST MONEY INFORMATION LTD A	各種金融	4.6
SHENGYI TECHNOLOGY LTD A	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.0
LONGI GREEN ENERGY TECHNOLOGY LTD	半導体・半導体製造装置	4.0
CHINA TOURISM GROUP DUTY FREE CORP	小売	3.6
HONG KONG EXCHANGES AND CLEARING L	各種金融	3.0

※比率は、クレディ・スイス(ルクス)チャイナ・RMB・エクイティ・ファンドの純資産総額に対する時価の比率を基に計算した、中国A株マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

※ICBC クレディ・スイス・アセット・マネジメント社から入手した情報を基に委託会社作成

■ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	39.22
社債券	日本	19.74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		41.04
合計(純資産総額)		100.00

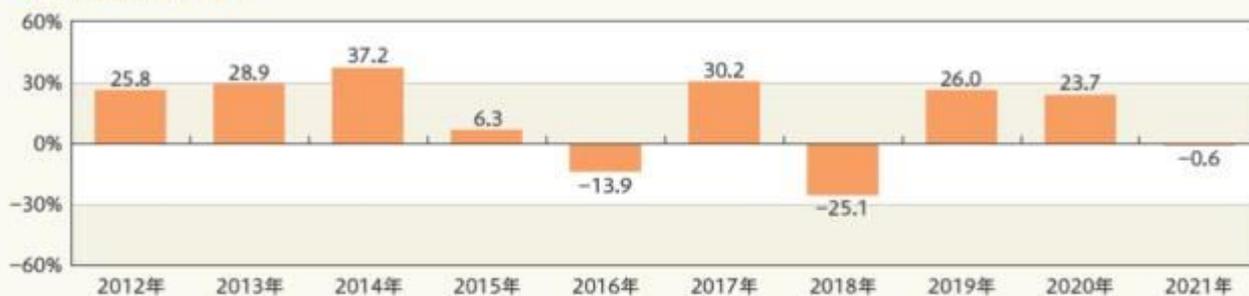
主要投資銘柄（上位10銘柄）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	特殊債券	31政保地方公共団	1.100	2021/12/14	10.97
日本	特殊債券	15 政保中部空港	0.900	2022/03/15	10.03
日本	特殊債券	149 政保道路機構	1.000	2021/11/30	5.70
日本	特殊債券	152 政保道路機構	1.100	2021/12/28	3.40
日本	特殊債券	39政保地方公共団	0.801	2022/08/15	2.54
日本	社債券	11 セブンアンドアイ	0.514	2022/06/20	2.20
日本	特殊債券	33政保地方公共団	0.900	2022/02/15	2.20
日本	社債券	9 ドンキホーテHD	0.800	2022/03/11	2.20
日本	社債券	10日本たばこ産業	0.358	2022/07/15	2.20
日本	社債券	16三菱ケミカルホールデイ	0.433	2022/06/03	2.20

※比率は、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

中国株式ファンド

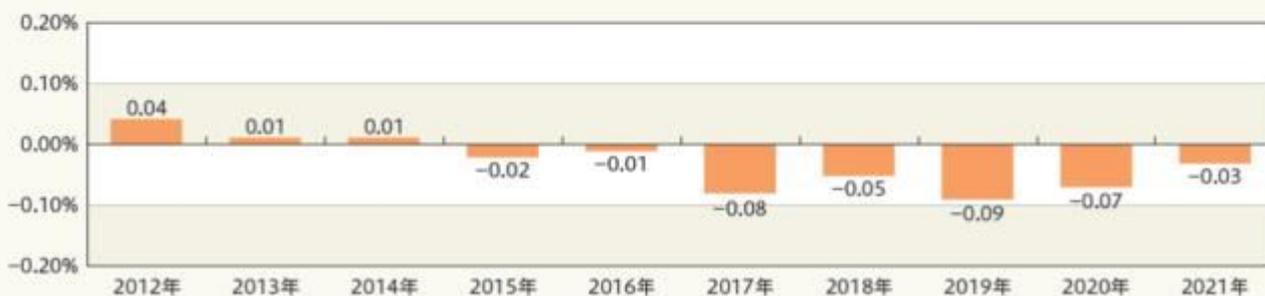


※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2021年のファンドの収益率は、年初から2021年9月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

マネー・ポートフォリオ



※換金時に費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2021年のファンドの収益率は、年初から2021年9月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

なお、マネー・ポートフォリオの取得申込みは、スイッチングの場合に限ります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、中国株式ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいて投資している投資信託証券の解約または換金の中止、ならびに当該投資信託証券の基準価額（基準価格）の算出・発表が予定された時間にできない場合、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の

閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受け渡しに関する障害等)があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただきます場合があります。

- (ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、中国株式ファンドにつき、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)。

- ・ 香港取引決済所の休業日
- ・ 上海証券取引所の休業日
- ・ 深セン証券取引所の休業日

- (ホ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

[中国株式ファンド]

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.3%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

[マネー・ポートフォリオ]

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

[中国株式ファンド]

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

〔マネー・ポートフォリオ〕

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

〔中国株式ファンド〕

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

- ・香港取引決済所の休業日
- ・上海証券取引所の休業日
- ・深セン証券取引所の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。ただし、マザーファンドにおいて投資している投資信託証券の解約・換金の停止または解約・換金代金の入金遅延、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受け渡しに関する障害等）があるときは、解約代金の支払いを延期する場合があります。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、マザーファンドにおいて投資している投資信託証券の解約または換金の中止、ならびに当該投資信託証券の基準価額（基準価格）の算出・発表が予定された時間にできない場合、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受け渡しに関する障害等）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

〔マネー・ポートフォリオ〕

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数

の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）

<主要投資対象の評価方法>

ファンド名	有価証券等	評価方法
中国株式ファンド	投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。
	株式	原則として、基準価額計算日の取引所の最終相場で評価します。 外国で取引される資産については、原則として基準価額計算日の前日とします。
マネー・ポートフォリオ	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ・価格情報会社の提供する価額 残存期間が1年以内の公社債については、一部償却原価法により評価することができます。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「中国株式ファンド」は「中国株式」として掲載されます（ただし、マネー・ポートフォリオの基準価額は日本経済新聞朝刊には掲載されません。）。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2009年9月17日から2024年9月10日まで、もしくは下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年9月11日から翌年9月10日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（二）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。
ただし、分配金再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

八 信託約款の変更等

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ニ）書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- （ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をし

た場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- (へ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 投資顧問会社(運用の委託先)との契約の更改等

委託会社と投資顧問会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)は、当事者のいずれからも何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社と投資顧問会社との合意により変更されることがあります。

ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

チ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

リ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

ただし、分配金再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(2020年9月11日から2021年9月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【大和住銀 中国株式ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第11期 (2020年 9月10日現在)	第12期 (2021年 9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	159,936	5,043,301
親投資信託受益証券	2,757,963,486	2,638,898,079
未収入金	221,785,846	1,391,973
流動資産合計	2,979,909,268	2,645,333,353
資産合計	2,979,909,268	2,645,333,353
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	123,455,035	82,078,129
未払解約金	52,495,329	3,657,850
未払受託者報酬	888,442	807,467
未払委託者報酬	26,654,661	24,225,239
その他未払費用	464,592	388,770
流動負債合計	203,958,059	111,157,455
負債合計	203,958,059	111,157,455
純資産の部		
元本等		
元本	2,244,637,002	1,823,958,439
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	531,314,207	710,217,459
(分配準備積立金)	272,532,837	434,625,489
元本等合計	2,775,951,209	2,534,175,898
純資産合計	2,775,951,209	2,534,175,898
負債純資産合計	2,979,909,268	2,645,333,353

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第11期		第12期	
	自 2019年 9月11日 至 2020年 9月10日		自 2020年 9月11日 至 2021年 9月10日	
営業収益				
受取利息		4		40
有価証券売買等損益		810,730,572		504,189,277
その他収益		-		483
営業収益合計		810,730,576		504,189,800
営業費用				
支払利息		33		1,177
受託者報酬		1,936,466		1,620,553
委託者報酬		58,096,955		48,619,110
その他費用		464,592		388,770
営業費用合計		60,498,046		50,629,610
営業利益又は営業損失()		750,232,530		453,560,190
経常利益又は経常損失()		750,232,530		453,560,190
当期純利益又は当期純損失()		750,232,530		453,560,190
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		283,952,198		99,480,599
期首剰余金又は期首欠損金()		209,145,211		531,314,207
剰余金増加額又は欠損金減少額		110,845,674		26,233,731
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		110,845,674		26,233,731
剰余金減少額又は欠損金増加額		131,501,975		119,331,941
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		131,501,975		119,331,941
分配金		123,455,035		82,078,129
期末剰余金又は期末欠損金()		531,314,207		710,217,459

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目		第12期	
		自 2020年9月11日	至 2021年9月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。		
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。		

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第11期		第12期	
	2020年9月10日現在		2021年9月10日現在	
1. 元本状況				
期首元本額		3,633,937,938円		2,244,637,002円
期中追加設定元本額		611,542,166円		79,940,141円
期中一部解約元本額		2,000,843,102円		500,618,704円
2. 受益権の総数		2,244,637,002口		1,823,958,439口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第11期		第12期																																	
	自 2019年9月11日 至 2020年9月10日		自 2020年9月11日 至 2021年9月10日																																	
1. 親投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額		7,886,578円		6,189,940円																																
2. 分配金の計算過程																																				
第11期計算期間末（2020年9月10日）に、投資信託約款に基づき計算した823,474,305円（1万口当たり3,668.63円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い123,455,035円（1万口当たり550円）を分配しております。			第12期計算期間末（2021年9月10日）に、投資信託約款に基づき計算した872,161,100円（1万口当たり4,781.69円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い182,078,129円（1万口当たり450円）を分配しております。																																	
	<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>26,834,093円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>427,486,433円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>369,153,779円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>823,474,305円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（3,668.63円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>123,455,035円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（550円）</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	26,834,093円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円	収益調整金	427,486,433円	分配準備積立金	369,153,779円	分配可能額	823,474,305円	（1万口当たり分配可能額）	（3,668.63円）	収益分配金	123,455,035円	（1万口当たり収益分配金）	（550円）		<table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>21,593,029円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>281,680,570円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>355,457,482円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>213,430,019円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>872,161,100円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（4,781.69円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>82,078,129円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（450円）</td></tr> </table>	配当等収益（費用控除後）	21,593,029円	有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	281,680,570円	収益調整金	355,457,482円	分配準備積立金	213,430,019円	分配可能額	872,161,100円	（1万口当たり分配可能額）	（4,781.69円）	収益分配金	82,078,129円	（1万口当たり収益分配金）	（450円）	
配当等収益（費用控除後）	26,834,093円																																			
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	0円																																			
収益調整金	427,486,433円																																			
分配準備積立金	369,153,779円																																			
分配可能額	823,474,305円																																			
（1万口当たり分配可能額）	（3,668.63円）																																			
収益分配金	123,455,035円																																			
（1万口当たり収益分配金）	（550円）																																			
配当等収益（費用控除後）	21,593,029円																																			
有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）	281,680,570円																																			
収益調整金	355,457,482円																																			
分配準備積立金	213,430,019円																																			
分配可能額	872,161,100円																																			
（1万口当たり分配可能額）	（4,781.69円）																																			
収益分配金	82,078,129円																																			
（1万口当たり収益分配金）	（450円）																																			

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目		第12期	
		自 2020年9月11日	至 2021年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。		
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。		

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 2021年9月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第11期（2020年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	426,183,488
合計	426,183,488

第12期（2021年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	342,923,452
合計	342,923,452

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第11期（2020年9月10日現在）

該当事項はありません。

第12期（2021年9月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期（自 2020年9月11日 至 2021年9月10日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（1口当たり情報）

第11期 2020年9月10日現在	第12期 2021年9月10日現在
1口当たり純資産額 1.2367円 「1口 = 1円（10,000口 = 12,367円）」	1口当たり純資産額 1.3894円 「1口 = 1円（10,000口 = 13,894円）」

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	中国A株マザーファンド	202,210,636	888,412,429	
	親投資信託 受益証券	大和住銀 中国株マザーファン ド	840,730,825	1,750,485,650	
合計		2銘柄	1,042,941,461	2,638,898,079	

<参考>

当ファンドは、「中国A株マザーファンド」及び「大和住銀 中国株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

中国A株マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	第11期 2020年9月10日現在 金額（円）	第12期 2021年9月10日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	8,753	13,610
コール・ローン	4,419,731	128,988,118
投資信託受益証券	229,505	252,324
投資証券	918,190,260	759,148,433
流動資産合計	922,848,249	888,402,485
資産合計	922,848,249	888,402,485
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	3	-
流動負債合計	3	-
負債合計	3	-
純資産の部		
元本等		
元本	266,766,272	202,210,636
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	656,081,974	686,191,849
元本等合計	922,848,246	888,402,485
純資産合計	922,848,246	888,402,485
負債純資産合計	922,848,249	888,402,485

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第12期 自 2020年9月11日 至 2021年9月10日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>投資証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第11期 2020年9月10日現在	第12期 2021年9月10日現在
1. 元本状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	431,634,938円 - 164,868,666円	266,766,272円 - 64,555,636円
元本の内訳 大和住銀 中国株式ファンド 合計	266,766,272円 266,766,272円	202,210,636円 202,210,636円
2. 受益権の総数	266,766,272口	202,210,636口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第12期 自 2020年9月11日 至 2021年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 2021年9月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第11期（2020年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	24,130
投資証券	207,565,534
合計	207,589,664

第12期（2021年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	15,956
投資証券	162,263,136
合計	162,279,092

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第11期（2020年9月10日現在）

該当事項はありません。

第12期（2021年9月10日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第12期（自 2020年9月11日 至 2021年9月10日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

第11期 2020年9月10日現在	第12期 2021年9月10日現在
1口当たり純資産額 3,4594円 「1口 = 1円 (10,000口 = 34,594円)」	1口当たり純資産額 4,3935円 「1口 = 1円 (10,000口 = 43,935円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	Credit Suisse(Lux) China RMB Equity Fund Share Class EB JPY	454,224,680	759,148,433	
		小計（日本）1銘柄	454,224,680	759,148,433	
香港・ドル	投資信託受益証券	ISHARES FTSE CHINA A50 E-HKD	1,000.000	17,870.000	
		小計（香港・ドル）1銘柄	1,000.000	17,870.000 (252,324)	
合計				759,400,757 (252,324)	

- (注) 1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
香港・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	0.02%	0.03%

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

大和住銀 中国株マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	第11期 2020年9月10日現在 金額（円）	第12期 2021年9月10日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	39,247,941	23,846,605
コール・ローン	225,727,455	28,179,577
株式	1,755,801,831	1,639,912,130
投資証券	-	56,060,918
未収入金	35,049,295	-
未収配当金	1,118,021	3,851,938
流動資産合計	2,056,944,543	1,751,851,168
資産合計	2,056,944,543	1,751,851,168
負債の部		
流動負債		
未払解約金	221,785,846	1,391,973
その他未払費用	83	-
流動負債合計	221,785,929	1,391,973
負債合計	221,785,929	1,391,973
純資産の部		
元本等		
元本	998,374,542	840,730,825
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	836,784,072	909,728,370
元本等合計	1,835,158,614	1,750,459,195
純資産合計	1,835,158,614	1,750,459,195
負債純資産合計	2,056,944,543	1,751,851,168

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第12期	
	自 2020年9月11日	至 2021年9月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>	
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。	
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 外国株式及び外国投資証券についての受取配当金は、原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>	
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期	
	第11期 2020年9月10日現在	2021年9月10日現在
1. 元本状況		
期首元本額	1,817,425,580円	998,374,542円
期中追加設定元本額	700,514,757円	189,090,847円
期中一部解約元本額	1,519,565,795円	346,734,564円
元本の内訳		
大和住銀 中国株式ファンド	998,374,542円	840,730,825円
合計	998,374,542円	840,730,825円
2. 受益権の総数	998,374,542口	840,730,825口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第12期	
	自 2020年9月11日	至 2021年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 2021年9月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第11期（2020年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	261,874,659
合 計	261,874,659

第12期（2021年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
株 式	104,457,910
投 資 証 券	5,180,212
合 計	99,277,698

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第11期（2020年9月10日現在）

該当事項はありません。

第12期（2021年9月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期（自 2020年9月11日 至 2021年9月10日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（1口当たり情報）

第11期 2020年9月10日現在	第12期 2021年9月10日現在
1口当たり純資産額 1.8381円 「1口 = 1円（10,000口 = 18,381円）」	1口当たり純資産額 2.0821円 「1口 = 1円（10,000口 = 20,821円）」

（3）附属明細表

有価証券明細表

<株式>

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ ・ドル	BAIDU INC - SPON ADR	2,700	163.650	441,855.000	
	BILIBILI INC-SPONSORED ADR	8,200	83.830	687,406.000	
	HUAZHU GROUP LTD-ADR	5,400	51.360	277,344.000	
	小計(アメリカ・ドル)3銘柄	16,300	-	1,406,605.000 (154,417,097)	
香港 ・ドル	AIA GROUP LTD	101,600	93.350	9,484,360.000	
	ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H	65,000	47.700	3,100,500.000	
	CHINA COMMON RICH RENEWABLE ENERGY- SPV	300,000	0.000	0.000	
	CHINA MERCHANTS PORT HOLDING	472,000	13.300	6,277,600.000	
	CHINA RESOURCES BEER HOLDING	42,000	62.750	2,635,500.000	
	CHINA RESOURCES GAS GROUP LT	60,000	47.800	2,868,000.000	
	ENN ENERGY HOLDINGS LTD	61,300	153.000	9,378,900.000	
	JD.COM INC - CL A	36,650	305.200	11,185,580.000	
	MEITUAN-CLASS B	18,100	248.600	4,499,660.000	
	NETEASE INC	33,700	133.900	4,512,430.000	
	NONGFU SPRING CO LTD-H	44,200	39.300	1,737,060.000	
	PACIFIC BASIN SHIPPING LTD	610,000	4.230	2,580,300.000	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	25,300	172.500	4,364,250.000	
	SUNNY OPTICAL TECH	34,500	233.000	8,038,500.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	17,500	166.100	2,906,750.000	
	TENCENT HOLDINGS LTD	7,600	480.000	3,648,000.000	
	TOWNGAS CHINA CO LTD	1,421,777	5.380	7,649,160.260	
	WEICHA I POWER CO LTD-H	98,000	19.600	1,920,800.000	
	WUXI BIOLOGICS CAYMAN INC	34,500	119.800	4,133,100.000	
	ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI-H	62,300	40.500	2,523,150.000	
小計(香港・ドル)20銘柄	3,546,027	-	93,443,600.260 (1,319,423,636)		
台湾 ・ドル	ASE TECHNOLOGY HOLDING CO LT	183,000	122.000	22,326,000.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	16,000	619.000	9,904,000.000	
	UNIMICRON TECHNOLOGY CORP	67,000	144.000	9,648,000.000	
	小計(台湾・ドル)3銘柄	266,000	-	41,878,000.000 (166,071,397)	
合計		3,828,327	-	1,639,912,130 (1,639,912,130)	

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
香港 ・ドル	投資証券	LINK REIT	56,800.000	3,970,320.000	
		小計(香港・ドル)1銘柄	56,800.000	3,970,320.000 (56,060,918)	
合計				56,060,918 (56,060,918)	

- (注)1. 各種通貨ごとの小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄は邦貨金額を表示しております。()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入有価証券 時価比率	有価証券の合計 金額に対する比率
アメリカ・ドル	外国株式 3銘柄	8.82%	9.10%
香港・ドル	外国株式 20銘柄	75.37%	77.80%
台湾・ドル	外国株式 3銘柄	9.49%	9.79%
香港・ドル	投資証券 1銘柄	3.20%	3.31%

組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

【大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	第11期 (2020年 9月10日現在)	第12期 (2021年 9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	50,000	42,756
親投資信託受益証券	101,994,300	58,075,744
未収入金	-	29,356
流動資産合計	102,044,300	58,147,856
資産合計		
102,044,300		
負債の部		
流動負債		
未払解約金	7,254,727	136,320
その他未払費用	7,244	4,384
流動負債合計	7,261,971	140,704
負債合計		
7,261,971		
純資産の部		
元本等		
元本	94,833,310	58,076,953
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	50,981	69,801
(分配準備積立金)	601,887	480,199
元本等合計	94,782,329	58,007,152
純資産合計		
94,782,329		
負債純資産合計		
102,044,300		
58,147,856		

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第11期		第12期	
	自	2019年 9月11日	自	2020年 9月11日
	至	2020年 9月10日	至	2021年 9月10日
営業収益				
有価証券売買等損益		62,279		44,390
営業収益合計		62,279		44,390
営業費用				
その他費用		7,244		4,384
営業費用合計		7,244		4,384
営業利益又は営業損失()		69,523		48,774
経常利益又は経常損失()		69,523		48,774
当期純利益又は当期純損失()		69,523		48,774
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		62,349		27,123
期首剰余金又は期首欠損金()		26,475		50,981
剰余金増加額又は欠損金減少額		82,759		105,319
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		82,759		105,319
剰余金減少額又は欠損金増加額		153,041		102,488
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		153,041		102,488
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		50,981		69,801

（ 3 ） 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第12期	
	自 2020年9月11日	至 2021年9月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第11期	第12期
	2020年9月10日現在	2021年9月10日現在
1. 元本状況		
期首元本額	84,778,196円	94,833,310円
期中追加設定元本額	569,093,437円	118,316,387円
期中一部解約元本額	559,038,323円	155,072,744円
2. 受益権の総数	94,833,310口	58,076,953口
3. 元本の欠損		
	50,981円	69,801円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第11期	第12期
自 2019年9月11日	自 2020年9月11日
至 2020年9月10日	至 2021年9月10日
分配金の計算過程 該当事項はありません。	分配金の計算過程 該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第12期	
	自 2020年9月11日	至 2021年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。	
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。	

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期 2021年9月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2) 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第11期（2020年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,645
合計	4,645

第12期（2021年9月10日現在）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	20,720
合計	20,720

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第11期（2020年9月10日現在）

該当事項はありません。

第12期（2021年9月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第12期（自 2020年9月11日 至 2021年9月10日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（1口当たり情報）

第11期 2020年9月10日現在	第12期 2021年9月10日現在
<p>1口当たり純資産額</p> <p>0.9995円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 9,995円）」</p>	<p>1口当たり純資産額</p> <p>0.9988円</p> <p>「1口 = 1円（10,000口 = 9,988円）」</p>

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド	57,194,942	58,075,744	
合計 1銘柄			57,194,942	58,075,744	

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

区分	2020年9月10日現在 金額（円）	2021年9月10日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	813,320,853	1,482,573,789
地方債証券	300,729,200	-
特殊債券	2,525,484,405	2,571,039,910
社債券	1,001,294,200	1,101,332,700
未収利息	8,935,765	10,015,651
前払費用	2,195,542	608,129
流動資産合計	4,651,959,965	5,165,570,179
資産合計	4,651,959,965	5,165,570,179
負債の部		
流動負債		
未払金	-	100,396,000
未払解約金	1,210,348	16,517,807
その他未払費用	715	-
流動負債合計	1,211,063	116,913,807
負債合計	1,211,063	116,913,807
純資産の部		
元本等		
元本	4,577,724,613	4,971,950,721
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	73,024,289	76,705,651
元本等合計	4,650,748,902	5,048,656,372
純資産合計	4,650,748,902	5,048,656,372
負債純資産合計	4,651,959,965	5,165,570,179

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2020年9月11日 至 2021年9月10日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2020年9月10日現在	2021年9月10日現在
<p>1. 元本状況</p> <p>開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額</p> <p>期中追加設定元本額</p> <p>期中一部解約元本額</p>	<p>4,051,343,348円</p> <p>5,237,085,702円</p> <p>4,710,704,437円</p>	<p>4,577,724,613円</p> <p>6,297,222,449円</p> <p>5,902,996,341円</p>
<p>元本の内訳</p> <p>S M B C ファンドラップ・日本バリュー株</p> <p>S M B C ファンドラップ・J-REIT</p> <p>S M B C ファンドラップ・G-REIT</p> <p>S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド</p> <p>S M B C ファンドラップ・米国株</p> <p>S M B C ファンドラップ・欧州株</p> <p>S M B C ファンドラップ・新興国株</p> <p>S M B C ファンドラップ・コモディティ</p> <p>S M B C ファンドラップ・米国債</p> <p>S M B C ファンドラップ・欧州債</p> <p>S M B C ファンドラップ・新興国債</p> <p>S M B C ファンドラップ・日本グロース株</p> <p>S M B C ファンドラップ・日本中小型株</p> <p>S M B C ファンドラップ・日本債</p> <p>D C 日本国債プラス</p> <p>エマーシング・ボンド・ファンド・円コース(毎月分配型)</p> <p>エマーシング・ボンド・ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)</p> <p>エマーシング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース(毎月分配型)</p> <p>エマーシング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース(毎月分配型)</p> <p>エマーシング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)</p> <p>エマーシング・ボンド・ファンド・トルコリラコース(毎月分配型)</p> <p>エマーシング・ボンド・ファンド(マネー・ポートフォリオ)</p> <p>大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)</p> <p>エマーシング・ボンド・ファンド・中国元コース(毎月分配型)</p> <p>日本株厳選ファンド・円コース</p> <p>日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース</p> <p>日本株厳選ファンド・豪ドルコース</p> <p>日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース</p> <p>日本株225・米ドルコース</p> <p>日本株225・ブラジルレアルコース</p> <p>日本株225・豪ドルコース</p> <p>日本株225・資源3通貨コース</p> <p>グローバルCBオープン・高金利通貨コース</p> <p>グローバルCBオープン・円コース</p> <p>グローバルCBオープン(マネー・ポートフォリオ)</p> <p>オーストラリア高配当株プレミアム(毎月分配型)</p> <p>スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型)</p> <p>スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型)</p> <p>カナダ高配当株ツイン(毎月分配型)</p> <p>日本株厳選ファンド・米ドルコース</p> <p>日本株厳選ファンド・メキシコペソコース</p> <p>日本株厳選ファンド・トルコリラコース</p>	<p>984,252円</p> <p>984,252円</p> <p>93,018,163円</p> <p>311,216,889円</p> <p>-</p> <p>89,718,432円</p> <p>61,111,034円</p> <p>30,882,058円</p> <p>136,874,567円</p> <p>68,341,252円</p> <p>54,958,024円</p> <p>167,596,581円</p> <p>27,029,827円</p> <p>964,891,078円</p> <p>-</p> <p>36,545,313円</p> <p>130,604,200円</p> <p>6,059,780円</p> <p>146,670,647円</p> <p>5,392,215円</p> <p>47,173,770円</p> <p>315,208,318円</p> <p>100,388,091円</p> <p>1,339,775円</p> <p>270,889円</p> <p>18,658,181円</p> <p>679,887円</p> <p>9,783円</p> <p>49,237円</p> <p>393,895円</p> <p>147,711円</p> <p>49,237円</p> <p>598,533円</p> <p>827,757円</p> <p>1,943,562円</p> <p>1,057,457円</p> <p>12,541,581円</p> <p>4,566,053円</p> <p>66,417,109円</p> <p>196,696円</p> <p>196,696円</p> <p>196,696円</p>	<p>984,252円</p> <p>984,252円</p> <p>93,018,163円</p> <p>311,216,889円</p> <p>984,543円</p> <p>89,718,432円</p> <p>61,111,034円</p> <p>30,882,058円</p> <p>136,874,567円</p> <p>68,341,252円</p> <p>54,958,024円</p> <p>167,596,581円</p> <p>27,029,827円</p> <p>964,891,078円</p> <p>956,796,104円</p> <p>36,545,313円</p> <p>130,604,200円</p> <p>6,059,780円</p> <p>146,670,647円</p> <p>5,392,215円</p> <p>47,173,770円</p> <p>288,812,921円</p> <p>57,194,942円</p> <p>1,339,775円</p> <p>270,889円</p> <p>18,658,181円</p> <p>679,887円</p> <p>9,783円</p> <p>49,237円</p> <p>393,895円</p> <p>147,711円</p> <p>49,237円</p> <p>598,533円</p> <p>827,757円</p> <p>1,943,569円</p> <p>1,057,457円</p> <p>12,541,581円</p> <p>4,566,053円</p> <p>66,417,109円</p> <p>196,696円</p> <p>196,696円</p> <p>196,696円</p>

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)	320,670円	25,219円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)	2,042,379円	2,042,379円
カナダ高配当株ファンド	984円	-
米国短期社債戦略ファンド2017-03(為替ヘッジあり)	1,751,754円	1,751,754円
世界リアルアセット・バランス(毎月決算型)	1,451,601円	1,451,601円
世界リアルアセット・バランス(資産成長型)	2,567,864円	2,567,864円
米国分散投資戦略ファンド(1倍コース)	308,486,251円	346,684,583円
米国分散投資戦略ファンド(3倍コース)	1,256,472,336円	721,986,113円
米国分散投資戦略ファンド(5倍コース)	445,153円	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド(予想分配金提示型)	-	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド(資産成長型)	-	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	-	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	-	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)	-	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)	-	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)	-	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)	-	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)	-	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)	-	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	-	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)	-	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)	-	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)	-	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)	-	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	-	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)	-	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)	-	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	-	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	-	19,697円
大和住銀マルチ・ストラテジー・ファンド(ヘッジ付)(適格機関投資家限定)	98,396,143円	98,396,143円
合計	4,577,724,613円	4,971,950,721円
2. 受益権の総数	4,577,724,613口	4,971,950,721口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2020年9月11日 至 2021年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

項目	2021年9月10日現在
----	--------------

1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(2020年9月10日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
地方債証券	287,400
特殊債証券	2,695,820
社債証券	703,300
合計	3,686,520

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2020年7月28日から2020年9月10日まで)を指しております。

(2021年9月10日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
特殊債証券	2,816,722
社債証券	647,100
合計	3,463,822

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間(2021年7月27日から2021年9月10日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(2020年9月10日現在)

該当事項はありません。

(2021年9月10日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自2020年9月11日至2021年9月10日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

2020年9月10日現在	2021年9月10日現在
1口当たり純資産額 1.0160円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,160円)」	1口当たり純資産額 1.0154円 「1口 = 1円(10,000口 = 10,154円)」

(3) 附属明細表

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	特殊債証券	14 政保政策投資B	100,000,000	100,007,500	
	特殊債証券	11 政保政策投資C	95,000,000	95,000,000	
	特殊債証券	145 政保道路機構	100,000,000	100,047,600	
	特殊債証券	149 政保道路機構	260,000,000	260,565,240	
	特殊債証券	152 政保道路機構	155,000,000	155,507,470	
	特殊債証券	31 政保地方公共団	500,000,000	501,385,500	
	特殊債証券	1 政保地方公共8年	700,000,000	700,130,200	
	特殊債証券	15 政保中部空港	456,000,000	458,097,600	
	特殊債証券	58 日本学生支援	100,000,000	99,991,700	
	特殊債証券	11 国際協力機構	100,000,000	100,307,100	
	社債証券	10 日本たばこ産業	100,000,000	100,293,600	
	社債証券	11 セブンアンドアイ	100,000,000	100,370,000	
	社債証券	14 ZHD	100,000,000	100,009,900	
	社債証券	68 新日本製鐵	100,000,000	100,008,700	
	社債証券	19 豊田自動織機	100,000,000	100,008,700	
	社債証券	13 パナソニック	100,000,000	100,251,400	

社債券	9	ドンキホーテHD	100,000,000	100,360,500	
社債券	23	リコーリース	100,000,000	99,990,600	
社債券	25	リコーリース	100,000,000	100,011,600	
社債券	43	三菱UFJリース	100,000,000	100,000,000	
社債券	34	東京瓦斯	100,000,000	100,027,700	
合計	21	銘柄	3,666,000,000	3,672,372,610	

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

大和住銀 中国株式ファンド

	2021年9月30日	現在
資産総額	2,417,397,122	円
負債総額	21,791,201	円
純資産総額(-)	2,395,605,921	円
発行済口数	1,807,115,537	口
1口当たり純資産額(/)	1.3257	円
(1万口当たり純資産額	13,257	円)

大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)

	2021年9月30日	現在
資産総額	68,765,497	円
負債総額	51,671	円
純資産総額(-)	68,713,826	円
発行済口数	68,796,712	口
1口当たり純資産額(/)	0.9988	円
(1万口当たり純資産額	9,988	円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記

載または記録が行われるよう通知するものとします。

- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2021年9月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

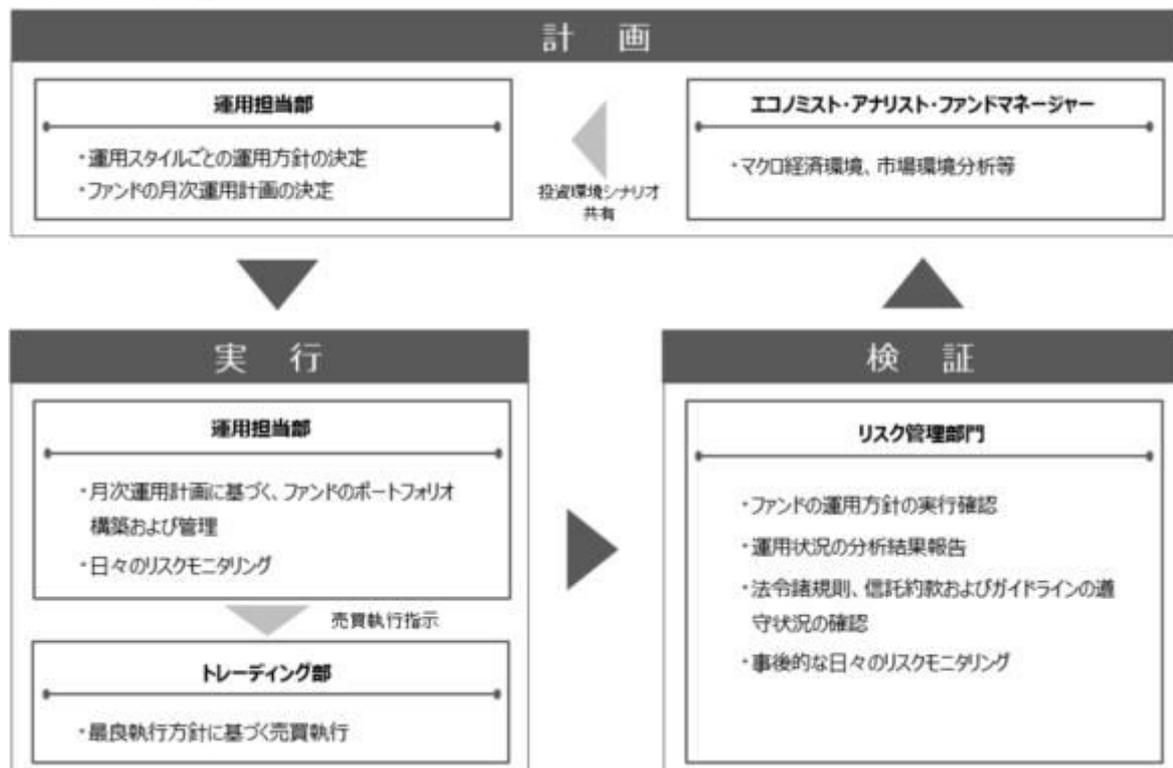
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2021年9月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	747	9,430,017
単位型株式投資信託	104	569,236
追加型公社債投資信託	1	28,911
単位型公社債投資信託	189	433,339
合計	1,041	10,461,505

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,264,545	33,048,142
顧客分別金信託	300,021	300,036
前払費用	515,226	449,748
未収入金	602,605	132,419
未収委託者報酬	8,404,880	9,936,096
未収運用受託報酬	2,199,785	2,247,156
未収投資助言報酬	299,826	398,108
未収収益	37,702	39,975
その他の流動資産	40,119	6,981
流動資産合計	45,664,712	46,558,665
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	101,609	1,509,450
器具備品	783,224	870,855
土地	710	710
リース資産	968	13,483

建設仮勘定	66,498	-
有形固定資産合計	953,010	2,394,500
無形固定資産		
ソフトウェア	909,133	1,347,889
ソフトウェア仮勘定	508,733	1,029,033
のれん	34,397,824	3,654,491
顧客関連資産	17,785,166	15,671,890
電話加入権	12,739	12,727
商標権	54	48
無形固定資産合計	53,613,651	21,716,080
投資その他の資産		
投資有価証券	19,436,480	22,866,282
関係会社株式	11,246,398	11,246,398
長期差入保証金	2,523,637	1,409,091
長期前払費用	113,852	116,117
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	20,750	20,750
投資その他の資産合計	33,390,098	35,707,619
固定資産合計	87,956,760	59,818,200
資産合計	133,621,473	106,376,866

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,064	5,153
顧客からの預り金	14,285	20,077
その他の預り金	146,200	169,380
未払金		
未払収益分配金	1,629	1,646
未払償還金	131,338	43,523
未払手数料	3,776,873	4,480,697
その他未払金	502,211	270,290
未払費用	3,935,582	5,940,121
未払消費税等	305,513	235,647
未払法人税等	489,151	762,648
賞与引当金	1,716,321	1,516,622
その他の流動負債	30,951	9,710
流動負債合計	11,051,125	13,455,519
固定負債		
リース債務	-	9,678
繰延税金負債	2,963,538	2,566,958
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448
賞与引当金	14,767	-
その他の固定負債	172,918	40,950
固定負債合計	8,451,038	7,876,035
負債合計	19,502,164	21,331,554
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	81,927,000

資本剰余金合計	90,555,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	19,364,265	10,281,242
利益剰余金合計	21,185,470	8,460,037
株主資本計	113,741,454	84,095,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	377,855	949,365
評価・換算差額等合計	377,855	949,365
純資産合計	114,119,309	85,045,311
負債・純資産合計	133,621,473	106,376,866

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自	2019年4月1日	(自	2020年4月1日
	至	2020年3月31日)	至	2021年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		54,615,133		50,610,457
運用受託報酬		9,389,058		9,450,169
投資助言報酬		1,303,595		1,270,584
その他営業収益				
サービス支 hands 手数料		181,061		200,807
その他		32,421		32,820
営業収益計		65,521,269		61,564,839
営業費用				
支払手数料		24,888,040		22,784,919
広告宣伝費		447,024		365,317
調査費				
調査費		3,214,679		3,061,987
委託調査費		7,702,309		7,810,157
営業雑経費				
通信費		70,007		95,163
印刷費		612,249		554,920
協会費		45,117		40,044
諸会費		32,199		29,473
情報機器関連費		4,349,174		4,562,612
販売促進費		68,688		23,614
その他		154,201		163,332
営業費用合計		41,583,691		39,491,542
一般管理費				
給料				
役員報酬		264,325		277,027
給料・手当		9,789,691		9,280,730
賞与		914,702		950,630
賞与引当金繰入額		1,726,013		1,501,855
交際費		30,898		11,815
寄付金		2,022		949
事務委託費		956,931		844,255
旅費交通費		249,359		21,023

租税公課	389,032	389,819
不動産賃借料	1,121,553	1,639,529
退職給付費用	797,158	790,144
固定資産減価償却費	3,044,658	3,040,894
のれん償却費	2,645,986	2,645,986
諸経費	482,324	608,206
一般管理費合計	22,414,658	22,002,869
営業利益	1,522,919	70,426

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	778,113	13,164
受取利息	947	2,736
時効成立分配金・償還金	1,041	88,335
原稿・講演料	2,061	2,603
投資有価証券償還益	6,398	57,388
投資有価証券売却益	24,206	162,941
雑収入	53,484	72,933
営業外収益合計	866,254	400,104
営業外費用		
為替差損	72,457	766
投資有価証券償還損	129,006	11,762
投資有価証券売却損	12,906	34,473
雑損失	8,334	1,240
営業外費用合計	222,704	48,243
経常利益	2,166,469	422,288
特別損失		
固定資産除却損	1 110,668	54,493
減損損失	2 46,417	28,097,346
合併関連費用	42,800	-
早期退職費用	3 -	216,200
本社移転費用	4 133,168	127,044
その他特別損失	-	5,460
特別損失合計	333,054	28,500,544
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()	1,833,414	28,078,256
法人税、住民税及び事業税	1,874,278	1,549,173
法人税等調整額	619,676	693,192
法人税等合計	1,254,602	855,980
当期純利益又は 当期純損失()	578,811	28,934,237

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054
当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計					
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304	
当期変動額						
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600	
当期純利益	578,811	578,811			578,811	
合併による増加		81,927,000			81,927,000	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			216,206	216,206	216,206	
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005	
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309	

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当								711,271
当期純損失（ ）								28,934,237
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242

	株主資本	評価・換算差額等
--	------	----------

	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	利益剰余金 合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271		-	711,271
当期純損失（ ）	28,934,237	28,934,237		-	28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	29,645,508	29,645,508	571,510	571,510	29,073,997
当期末残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定

式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社は「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第31号 2019年7月4日)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	466,875千円	102,329千円
器具備品	1,225,261千円	1,153,649千円
リース資産	1,452千円	2,830千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	-千円	-千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc.	132,559千円	93,374千円

(損益計算書関係)

1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	879千円	18,278千円
器具備品	119千円	28,604千円
リース資産	5,377千円	-千円
ソフトウェア	1,596千円	7,610千円
ソフトウェア仮勘定	102,695千円	-千円

2 減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
-	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

4 本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分(2020年7月13日から2020年9月30日まで)の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年以内	1,618,641	1,194,699
1年超	5,844,934	3,497,258
合計	7,463,576	4,691,958

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません(注2)参照)。

前事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	-
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	-
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	-
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	-
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	22,826,472	22,826,472	-
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	-
資産計	70,165,105	70,165,105	-
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	-
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	-
負債計	4,500,774	4,500,774	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	45,369	39,809
合計	45,369	39,809
子会社株式		
非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超

現金及び預金	33,048,142	-	-	-
顧客分別金信託	300,036	-	-	-
未収委託者報酬	9,936,096	-	-	-
未収運用受託報酬	2,247,156	-	-	-
未収投資助言報酬	398,108	-	-	-
長期差入保証金	42,007	1,367,084	-	-
合計	45,971,548	1,367,084	-	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりませ
ん。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載しておりませ
ん。

2. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がないことから、記載しておりませ
ん。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	14,397,606	16,097,433	1,699,827
小計	14,397,606	16,097,433	1,699,827
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,994,762	6,729,039	265,723
小計	6,994,762	6,729,039	265,723
合計	21,392,369	22,826,472	1,434,103

(注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載しておりませ
ん。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,418,601	5,299,814
勤務費用	523,396	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	195	67,476
退職給付の支払額	349,050	585,151
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による発生額	1,707,062	-
退職給付債務の期末残高	5,299,814	5,258,448

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,299,814	5,258,448
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
勤務費用	492,511	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	195	67,476
その他	304,842	246,359
確定給付制度に係る退職給付費用	797,158	790,144

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
割引率	0.000%	0.020%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,622,803	1,610,136
賞与引当金	530,059	464,389
調査費	178,573	247,208
未払金	162,557	206,090
未払事業税	46,423	66,891
ソフトウェア償却	91,937	90,431
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	150,771	131,391
その他	88,250	35,930
繰延税金資産小計	2,986,254	2,967,346
評価性引当額（注）	193,485	218,966
繰延税金資産合計	2,792,768	2,748,380
繰延税金負債		
無形固定資産	5,445,817	4,798,732
その他有価証券評価差額金	310,488	516,605
繰延税金負債合計	5,756,306	5,315,338
繰延税金資産（負債）の純額	2,963,538	2,566,958

（注）評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	税引前当期純損失のため記載を省略しております。
（調整）		
評価性引当額の増減	3.5	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	13.9	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3	
住民税均等割等	0.5	
所得税額控除による税額控除	0.5	
のれん償却費	44.1	
その他	3.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.4	

（セグメント情報等）

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至2021年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報**(1)製品及びサービスごとの情報**

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

(2)地域ごとの情報**営業収益**

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引**(1)兄弟会社等**

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払 手数料	644,246
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払 手数料	890,935

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,728,851	未払 手数料	863,159
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	-	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,578,226	未払 手数料	1,070,559

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(1) 株当たり情報

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	3,369.33円	2,510.93円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	17.09円	854.27円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	578,811	28,934,237
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	578,811	28,934,237
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併（2019年4月1日付）に伴って発生したのれんについて、2021年3月期決算において28,097,346千円の減損損失を計上しました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額 342,037百万円（2021年3月末現在）

(ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

・ 名称 株式会社日本カストディ銀行

- ・ 資本金の額 51,000百万円(2021年3月末現在)
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額(百万円) 2021年3月末現在	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

ハ 投資顧問会社(運用の委託先)

- (イ) 名称 スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド
- (ロ) 資本金の額 10百万香港ドル(2021年9月末現在)
- (ハ) 事業の内容 香港証券・先物取引監察委員会(SFC)に登録された投資顧問業者です。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

ハ 投資顧問会社(運用の委託先)

委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

委託会社は、投資顧問会社であるスミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド株式を100.0%保有しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年12月10日	有価証券届出書
2020年12月10日	有価証券報告書
2021年 6月10日	有価証券届出書
2021年 6月10日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2021年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財

務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀 中国株式ファンドの2020年9月11日から2021年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀 中国株式ファンドの2021年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに

対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石井 勝也 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)の2020年9月11日から2021年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀 中国株式ファンド(マネー・ポートフォリオ)の2021年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。